

# 第2期岩手県再犯防止推進計画（2026年度～2030年度）の概要

## 1 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条に基づく、「地方再犯防止推進計画」としての位置づけ

## 2 県計画の期間

2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

【これまでの策定状況】

2021（令和3）年度～2025（令和7）年度

## 3 国の動向

平成28年12月 再犯の防止等の推進に関する法律制定

平成29年12月 第一次再犯防止推進計画（H30～R4）

令和 4年 6月 刑法の一部改正

懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑を創設。作業の実施が前提ではなくなり、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進

令和 5年 3月 第二次再犯防止推進計画（R5～9）

令和 5年12月 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の一部改正

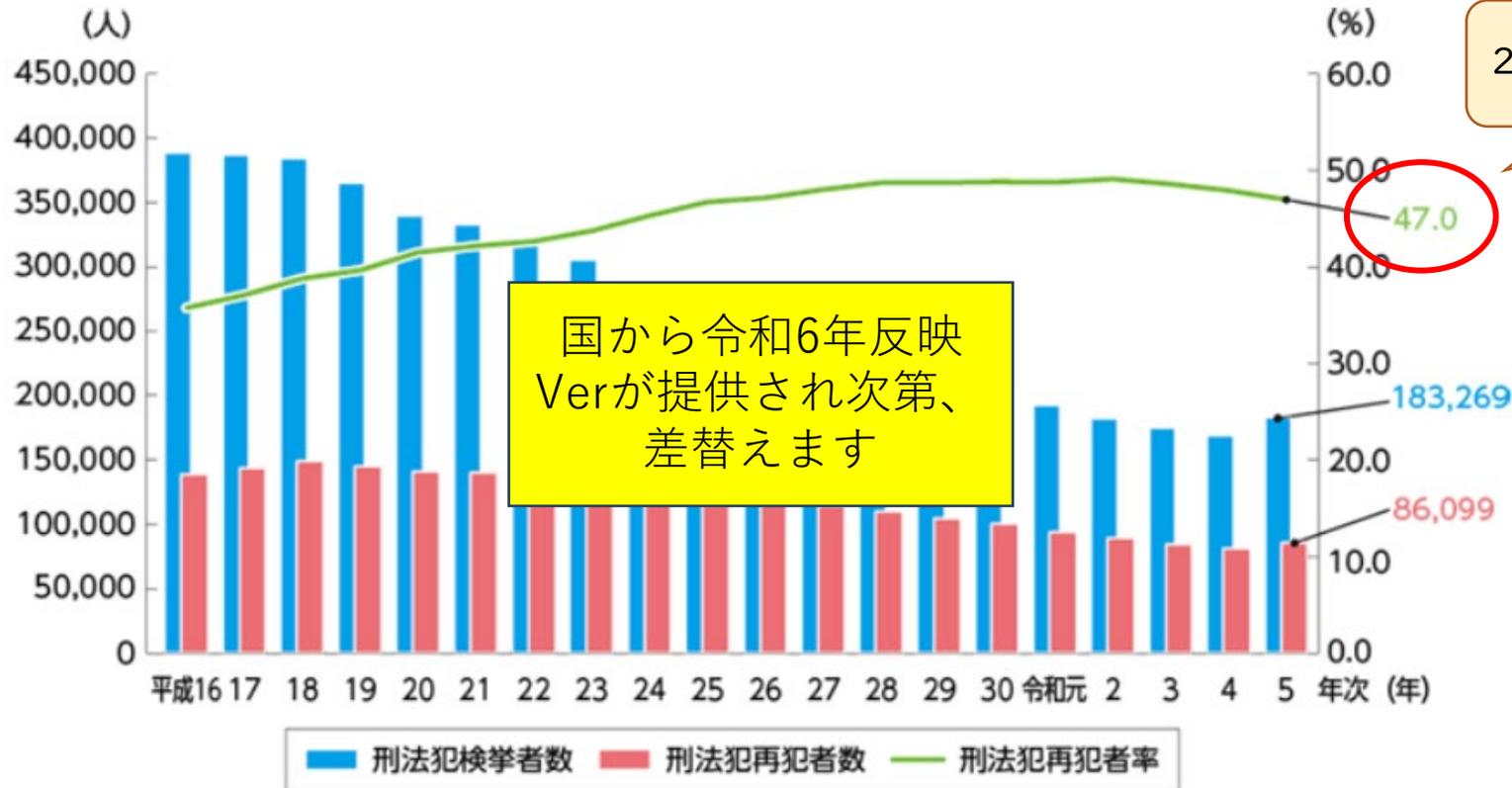
刑事施設の長の責務として、社会復帰支援（帰住、医療、就業、修学等の支援）を規定

令和 7年 6月 刑法の一部改正法（拘禁刑関係）の施行

3 国の動向

出典：法務省

(1) 刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



2人に1人が再び罪を犯している。

凶悪犯	6,300人	( 3.3%)
粗暴犯	49,484人	(25.8%)
窃盗犯	88,302人	(46.0%)
知能犯	11,546人	( 6.0%)
風俗犯	11,074人	( 5.8%)
その他	25,120人	(13.1%)
計	191,826人	

(出典：警察庁「令和6年の刑法犯に関する統計資料」)

刑法犯検挙者中の刑法犯再犯者数は、2007（平成19）年以降、毎年減少しており、2022（令和4）年は8万1,183人であったが、2023（令和5）年からは17年ぶりに増加に転じ、直近の2024（令和6）年は、8万6,697人であった。

刑法犯再犯者率は、初犯者数が大幅に減少していることもあり、1997（平成9）年以降上昇傾向にあったが、2021（令和3）年からは減少に転じ、2024（令和6）年は、46.2%と前年（47.0%）よりも0.8ポイント減少した。

## 3 国の動向

## (2) 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号） 概要

## 1. 目的（第1条）

国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする

## 2. 定義（第2条）

- 1 犯罪をした者等 犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。）若しくは非行少年であった者
- 2 再犯の防止等 犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）

## 3. 基本理念（第3条）

- 1 犯罪をした者等の多くが、定職・住居を確保できないこと等のため、円滑な社会復帰が困難なことを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 2 犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設に収容されている間のみならず、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 3 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 4 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

3 国の動向

(3) 再犯防止推進の動向

明治40年の刑法制定以来、初めて刑罰の種類を変更

拘禁刑の創設

○ 懲役・禁錮を廃止し、拘禁刑を創設

現行法上、懲役は一律に作業を行わせることとしているが、拘禁刑を創設し、作業と指導の組合せにより、個々の受刑者の特性に応じた柔軟な処遇を推進

改正前（令和7年5月31日まで）	改正後（令和7年6月1日から）
<p>○刑法（懲役） 第12条（略） 2 懲役は、刑事施設に拘置して所定の作業を行わせる。</p> <p>（禁錮） 第13条（略） 2 禁錮は、刑事施設に拘置する。</p>	<p>○刑法（拘禁刑） 第12条（略） 2 拘禁刑は、刑事施設に拘置する。 3 拘禁刑に処せられた者には、改善更生を図るため、必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことができる。</p> <p>第13条 削除</p>

懲役

作業が刑の本質的要素であるため、どの受刑者も一定の時間を割かなければならない。

【課題】改善更生や社会復帰のために必要な指導等を行う時間を確保することが困難な場合あり。

禁錮

作業を行う刑法上の義務なし。本人の申出に基づき行う。

【課題】改善更生や円滑な社会復帰に有用な作業であっても、本人が希望しない限り実施させることができない。

拘禁刑

個々の受刑者の特性に応じて、改善更生・再犯防止のために必要な作業を行わせ、又は必要な指導を行うことが可能に。

point

✓ 受刑者の必要性に応じた作業の実施

作業の実施が前提ではなく、改善更生等の必要性に応じて実施を検討することが可能に。

✓ 作業と指導を柔軟かつ適切に組み合わせた処遇

作業や指導等の実施時期や割合、組合せ等を重視し、個々の特性に応じたきめ細かな矯正処遇等を展開。

✓ 作業を含む受刑生活への動機付けの強化

一方的に矯正処遇等を課すのではなく、受刑者自身にその重要性を十分に理解させ、効果的に改善更生等を図る。

拘禁刑下の処遇

入所から出所まで、個々の受刑者の特性をきめ細かに把握しつつ、特性に応じた働き掛けを展開

入所

処遇調査の充実

- 心理専門官を中心に、福祉専門官などを含めた多職種の職員が関与し、複層的な視点で調査
- アセスメントツールを改訂 ○少年鑑別所の鑑別機能も活用

→ 特性を把握するためのアセスメント機能を強化

矯正処遇課程（24課程）の新設

- 特性に応じた処遇を効果的・効率的に実施するため、基本的な処遇類型（矯正処遇課程）を新設
- 各刑事施設において、矯正処遇課程ごとに処遇内容や配慮すべき事項を規定して処遇

→ 特性を理解した上で、必要な者に必要な処遇を実施

矯正処遇の充実

作業

内容や方法の充実を図り、受刑者の特性に応じて必要なものを組み合わせ実施

改善指導

教科指導

社会復帰支援の充実

就労支援

福祉的支援

入所後の早い段階から支援ニーズを把握し、住居・就業先・福祉サービスの確保など釈放後の社会生活を見据えた支援を実施

受刑者自身が処遇の必要性を理解し、自主的・意欲的に取り組めるよう動機付けのための働き掛けを強化

出所

## 3 国の動向

## (3) 再犯防止推進の動向

出典：法務省

## 施設内・社会内処遇の一層の充実化等

## ① 受刑者に対する社会復帰支援

- ・ 刑事施設の長による社会復帰支援（帰住、医療、就業、修学等の支援）を規定
  - 刑事施設の長の責務として、より一層の取組を推進

## ② 受刑者の資質・環境の調査（処遇調査）における鑑別の活用

- ・ 刑事施設の長等の依頼による鑑別の対象者を20歳以上の受刑者等にも拡大
  - 若年の受刑者を始めとする個々の受刑者の特性に応じた処遇を推進

## ③ 被害者等の心情等を踏まえた処遇

- ・ 刑の執行段階等における被害者等の心情等の聴取・伝達制度の整備
- ・ 被害者等の心情等を考慮した矯正処遇・矯正教育を行うことを明確化
- ・ 被害の回復・軽減に努めるよう指示することを保護観察の指導監督の方法に追加
  - 罪を犯した者等に、被害の実情等を直視させ、反省・悔悟の情を深めさせる

## ④ 刑執行終了者等に対する援助 など

- ・ 更生緊急保護の充実化（対象拡大、期間延長等）
- ・ 拘留中の被疑者に対する生活環境の調整に関する規定の新設
- ・ 地域住民等からの相談に応じ助言等の援助を実施 等
  - 釈放後の安定した生活のための地域における切れ目ない援助等を実施

## 4 本県における再犯防止を取り巻く状況

### ① 第1期計画の数値目標

令和7年における県内の刑法犯検挙者中の再犯者数を456人と目標設定していたところ、基準としていた平成29年の同645人と比べて、直近の令和6年は484人と161人減少しました。また、再犯者率の推移を見ると平成29年は50.7%であったところ、令和6年は42.9%であり、全国の集計における割合46.2%より下回りました。

### ② 県事業の取組状況

平成21年度から、地域生活定着支援センターを設置（全国で7番目、北海道・東北では初）し、社会福祉士等の有資格者を3人配置しています。相談件数は、平成22年度から平成30年度までは年平均37.1件でしたが、令和元年から令和6年度までは、年平均77.0件と増加傾向にあります。

令和6年には、法務省の地域再犯防止推進交付金を活用し、いわて再犯防止推進事業を実施（北海道・東北で2番目）しており、国の専門機関から講師招へいし、県内市町村の再犯防止推進担当職員に対する施策の企画立案支援と理解促進・人材育成に取り組みました。また、令和7年度には、更生保護法人岩手保護院の改築に支援を実施しています。

一方で、県の再犯防止推進計画の認知度は、22.4%にとどまっています。

### ③ 市町村の状況

地方再犯防止推進計画の策定について、令和2年度1件、令和3年度1件、令和4年度8件、令和5年度7件、令和6年度3件、令和7年度3件と策定済み市町村が徐々に増加し、令和8年3月末現在、33市町村のうち23市町村が策定しています。

### ④ 民間協力者の状況

令和7年1月現在、県内の保護司数は624人で、充足率は93.6%であり、平均年齢は65.8歳となっています。そのような中、協力雇用主は年々増加傾向にあり、平成30年は497人でしたが、令和6年は578人となりました。

4 本県における再犯防止を取り巻く状況

(1) 罪を犯した人の状況

ア 罪を犯した人の状況

- ・刑法犯検挙者中の再犯者数 H29) 645人 ⇒ R6) 484人  
 再犯者率 H29) 50.7% ⇒ R6) 42.9%  
 (全国) 48.7% ⇒ 46.2%
- ・新規受刑者中の再入者率 H29) 56.1% ⇒ R6) 45.3%  
 (全国) 59.4% ⇒ 53.7%

第1期県計画では、数値目標として、令和7年の再犯者数を456人とした。  
再犯者率は、全国集計より低い値となっている。

新受刑者の2人に1人が再入者。  
再入者率は、全国集計より低い値となっている。

イ 岩手県地域生活定着支援センターによる支援件数

支援対象に被疑者・被告人等が追加

支援内容	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
出口支援 (満期釈放予定者社会復帰支援)	21	34	34	29	46	44	38	41	47	65	75	94	83	53	54
入口支援 (被疑者・被告人等支援)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	22	6	4	5	1	0
合計	21	34	34	29	46	44	38	41	47	87	81	98	88	54	54
平均支援件数	37.1件									77.0件					

## 4 本県における再犯防止を取り巻く状況

## (2) 再犯防止に関する意識

希望郷いわてモニターアンケート「再犯防止に関する意識調査」

○実施時期 令和6年10月

○調査対象 200名                      ○有効回答数 161名（回答率80.5%）

➤ 「岩手県再犯防止推進計画」の認知度について

再犯防止に関する県の取組について、知っているものはありますか。（複数回答可）

①岩手県再犯防止推進計画	22.4%
②社会を明るくする運動による広報、啓発	46.0%
③更生保護団体への支援を通じた民間協力者の活動の促進	21.7%
④一般就労への移行が困難な生活困窮者に対する生活訓練や社会訓練	28.0%
⑤居住支援協議会を通じた住宅確保要配慮者への円滑な入居促進	6.2%
⑥依存症について正しい知識と対処法を習得するための家族教室の開催	22.4%
⑦罪を犯した高齢者や障がいのある人に対する地域生活定着支援センターによる援助	12.4%
⑧この中に知っているものはない	33.5%

4 本県における再犯防止を取り巻く状況

(3) 市町村計画の策定状況

地方再犯防止推進計画の策定は、令和7年4月1日時点で、都道府県は47団体全て、指定都市が20団体全て、市区町村は1,727団体中54%となる948団体が策定済み。(法務省) 岩手県では、69%となる23市町村が策定済み。

ア 令和7年4月1日時点の策定件数

策定済み	23	単独(13)	盛岡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、八幡平市、奥州市、葛巻町、紫波町、平泉町、普代村、野田村、九戸村
		包含(10)	宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、二戸市、滝沢市、雫石町、岩手町、山田町、洋野町
未策定	10	遠野市、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、住田町、大槌町、岩泉町、田野畑村、軽米町、一戸町	

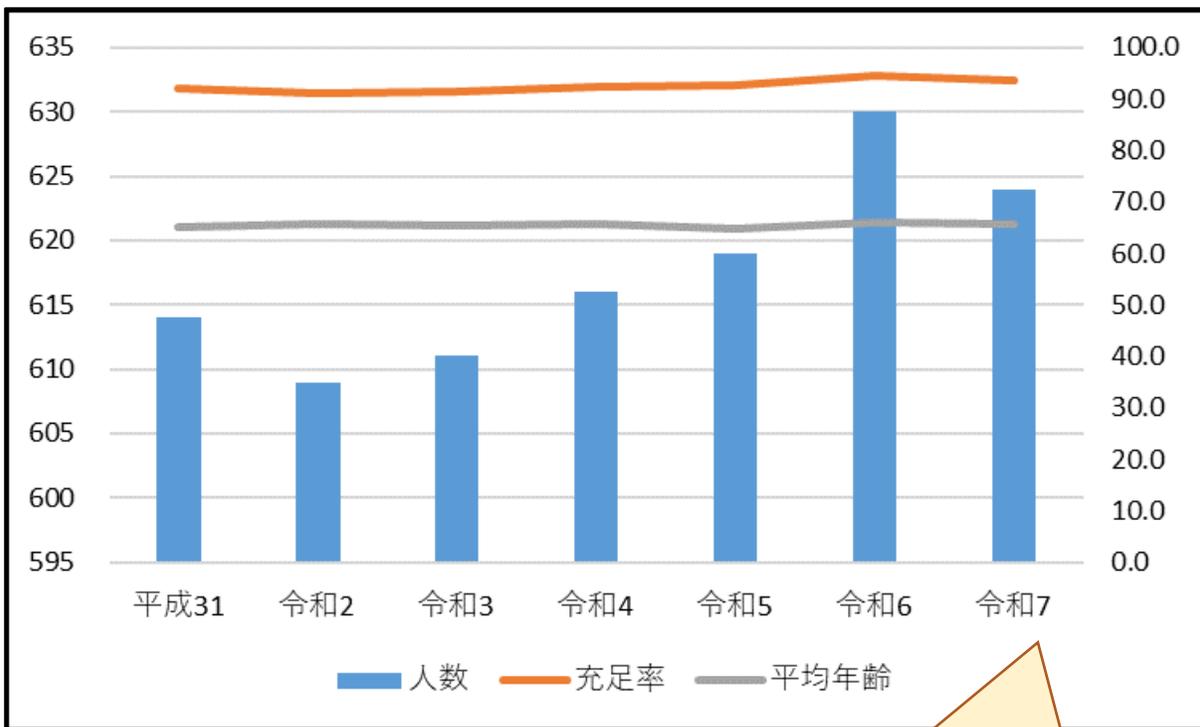
イ 策定件数の年度推移

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	計
策定件数	1	1	8	7	3	3	23
策定市町村	盛岡市	久慈市 <small>第1期県計画 施行</small>	大船渡市、花巻市、北上市、滝沢市、岩手町、普代村、九戸村、洋野町	一関市、釜石市、奥州市、雫石町、葛巻町、平泉町、野田村	二戸市、八幡平市、山田町	宮古市、紫波町、陸前高田市	9

4 本県における再犯防止を取り巻く状況

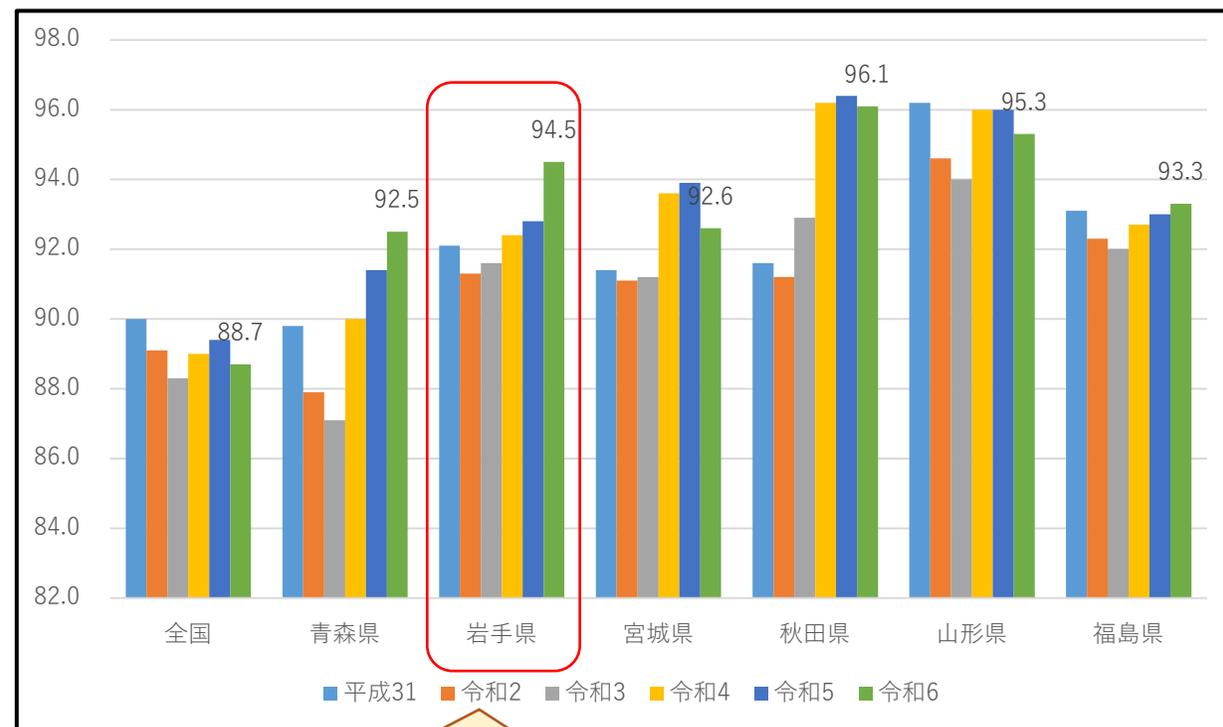
(4) 民間協力者の状況

ア 岩手県の保護司の状況（各年1月1日現在）



令和7年1月現在、県内の保護司数は624人で、充足率は93.6%であり、平均年齢は65.8歳

イ 保護司充足率の推移・他県比較（～令和6年1月）

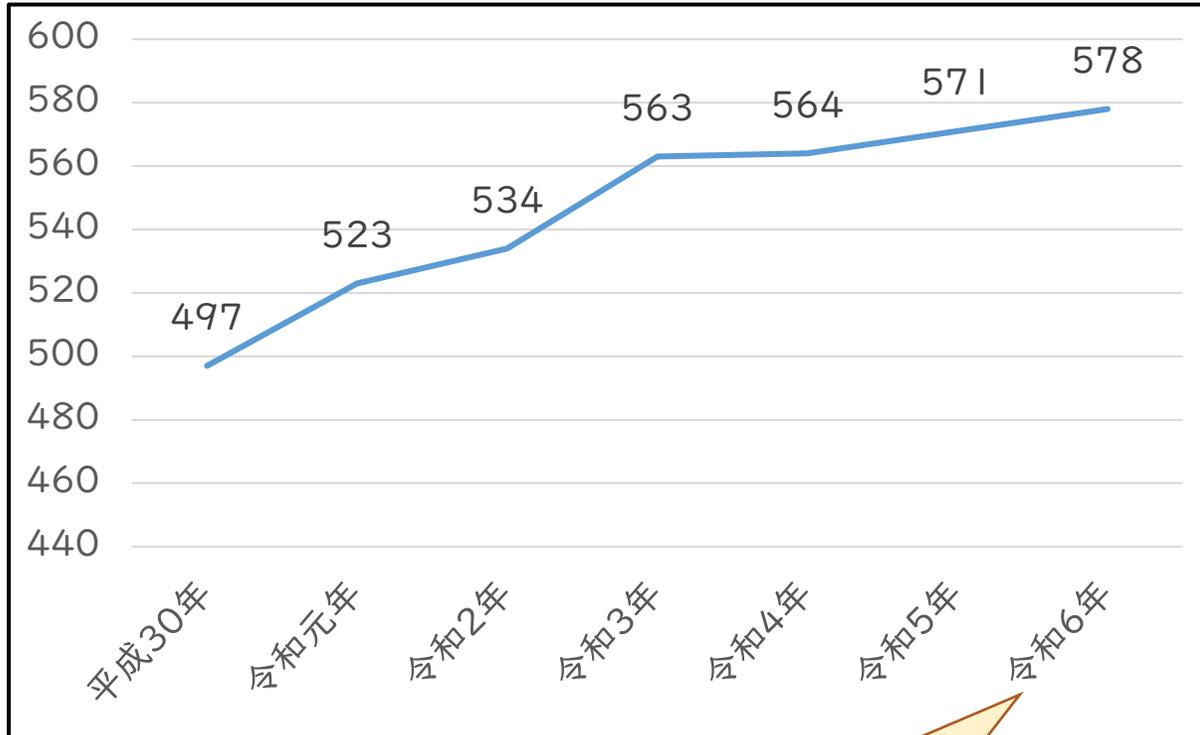


令和6年1月現在の保護司充足率は、全国88.7%、岩手県94.5%。東北では秋田、山形に次いで3位

4 本県における再犯防止を取り巻く状況

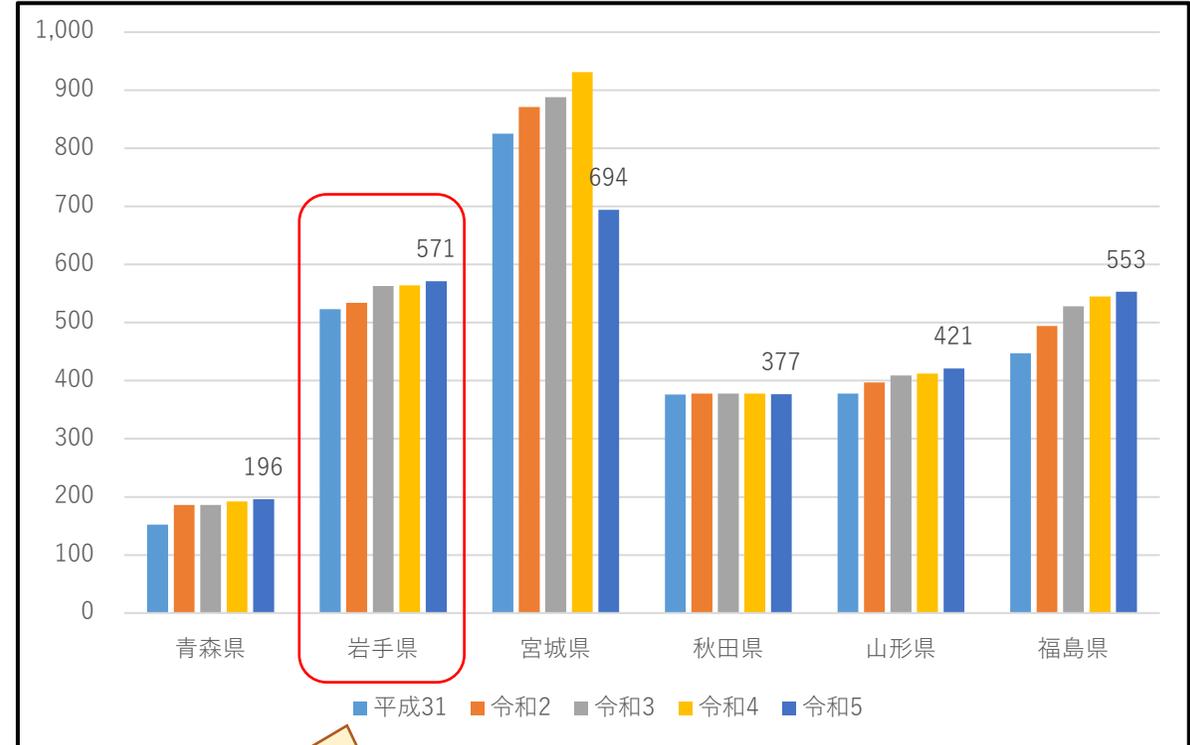
(4) 民間協力者の状況

ウ 岩手県の協力雇用主の推移（各年4月1日現在）



協力雇用主は年々増加傾向にあり、令和6年は578人

エ 協力雇用主の推移・他県比較（～令和5年4月）



岩手県は、宮城県に次いで、東北で2番目に多い

## (5) 次期計画策定に向けた主な観点

### 【これまでの取組にかかる評価】

- 再犯の防止に関する普及啓発や、関係団体の認知度のさらなる向上を図る取組が必要である。
- 普及啓発にあたっては、再犯防止の取組が、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とする点を強調するべきである。

[出典:令和7年度第1回岩手県再犯防止推進連絡協議会]

### 【本県の施策の方向性】

- 「いわて県民計画（2019～2028）」第2期アクションプラン 政策推進プランに位置付け（R5.3月策定）
  - 政策分野 I 健康・余暇
  - 政策項目3 介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活できる環境をつくります
  - 具体的な推進方策① 互いに認め合い、共に支え合う福祉コミュニティづくりの推進

## 5 計画の基本的考え方

### (1) 目指す姿

国、市町村、民間団体その他関係者と連携し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の状況に応じた施策を策定、実施することにより、罪を犯した人が、地域社会の中で孤立することなく、必要な支援を受けながら、再び社会を構成する一員として受け入れられる地域社会づくりを推進します。

もって、県民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

### (2) 基本視点

#### ① 国との適切な役割分担を踏まえた県事業の推進

刑事上の手続又は保護処分による身体の拘束が解かれた後、自立した生活を営むことが困難と認められる者等に対して、福祉関係機関、地方公共団体その他の関係機関と連携・協働し、これらの者の福祉の増進を図ります。

#### ② 市町村への支援

市町村における地方再犯防止推進計画の策定、充実等に向けた支援や、市町村が主体となって実施する公的サービスの質や機能の充実に向けた支援に取り組みます。

#### ③ 民間協力者等との連携及び支援

罪を犯した人の社会復帰のため、地域生活を支援し見守る民間協力者等との連携と支援を行うことにより、その活動の充実が図られるよう取り組みます。

## 6 施策の具体的な推進方向

推進方向 6つの柱	施策の具体的な推進方向（項目）
1 生活基盤の確保	(1) 住まいの確保 (2) 就労・生計の確保
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進	(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援 (2) 薬物依存の問題を抱える者への支援
3 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進	(1) 修学支援 (2) 非行の防止
4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援	(1) 一人ひとりの犯罪の内容や特性に応じた支援
5 民間協力者の活動の促進等	(1) 民間協力者の活動の促進及び連携 (2) 広報・啓発活動の推進
6 市町村への支援とネットワークの構築 (New)	(1) 市町村への支援とネットワークの構築 (New)

(参考 i) 【第一期県計画の重点課題】

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた取組
- 5 国及び市町村、民間団体等との連携による支援

(参考 ii) 【国計画の7つの重点課題】

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- 3 学校等と連携した修学支援
- 4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導
- 5 民間協力者の活動の促進
- 6 地域による包摂の推進
- 7 再犯防止に向けた基盤の整備

「6 地域による包摂の推進」で都道府県の役割が明示されたことを勘案し追加。

下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

<凡例> [地] 地域福祉課、[障] 障がい保健福祉課、[健住] 建築住宅課、[健振] 建設技術振興課、[定雇] 定住推進・雇用労働室

## 6 施策の具体的な推進方向

### 推進方向Ⅰ 生活基盤の確保

#### (1) 住まいの確保

##### 【現状と課題】

帰住先がない刑務所出所者は2年以内再入率が高く、住まいの確保は再犯防止に不可欠です。県では専門職による居住支援を実施していますが、令和5年時点で帰住先がない者は5.8%と全国平均を下回るも、支援の継続が重要です。

##### 【取組方針】

県においては、帰住先の確保に向け矯正施設入所中から支援を行うことで、対象者が出所した後も円滑に帰住先を確保できるよう努めるとともに、関係機関と綿密な連携をとりつつ各種支援施策を推進します。

#### (2) 就労・生計の確保

##### 【現状と課題】

生活困窮や社会的孤立により再犯に至るケースがあり、就労支援は再犯防止に重要です。県では職業訓練や生活訓練を実施していますが、令和5年の犯罪者のうち約77%が無職であり、全国平均を上回る状況です。

##### 【取組方針】

県は福祉・労働の支援制度を活用し、対象者の相談支援や訓練を通じて社会復帰を支援しています。収入がない人には生計支援を行い、就労に向けた支援を重ねることで自立を促進します。

ア 県地域生活定着支援センターによる支援 [地]

イ 岩手保護院改築への支援 [地] (New)

ウ 住居確保給付金の活用に向けた取組 [地]

エ 住宅確保要配慮者への円滑な入居支援 [建住]

オ 住宅セーフティネット制度の活用に向けた取組 [建住] など

ア 協力雇用主に対する入札優遇措置 [建振]

イ 生活困窮者自立支援制度を活用した支援 [地]

ウ 生活保護制度を活用した自立支援 [地]

エ 障害者就業・生活支援センターによる支援 [障]

オ 県立職業能力開発施設における職業訓練 [定雇] など

6 施策の具体的な推進方向

下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

<凡例> [地] 地域福祉課、[長] 長寿社会課、[障] 障がい保健福祉課、[健] 健康国保課、[保] 保健体育課、[警] 警察本部

推進方向2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

【現状と課題】

犯罪をした者のうち、高齢であったり、障がいなどがあって福祉的支援が必要な者が、支援に繋がらず再犯に至る傾向があります。県は相談支援や関係機関の対応力向上に取り組んでいますが、65歳以上や精神障がい者の刑務所等への2年以内再入率が高く、支援強化が課題です。

【取組方針】

県は保健医療・福祉サービスの利用促進に向け、矯正施設入所中から関係機関と連携し、出所後も円滑に支援を継続します。また、市町村への支援を通じ、担い手不足の解消と支援の質の維持を図り、地域での体制強化を推進します。

(2) 薬物依存の問題を抱える者への支援

【現状と課題】

薬物事犯者は依存症患者である場合があります、再犯率も高い傾向にあります。県では相談支援や広報を実施していますが、令和5年度の薬物事犯者の再犯者率は54%と刑法犯全体より高く、早期治療と支援の強化が課題です。

【取組方針】

県においては、対象者の薬物依存等の回復に向け、本人や親族等が相談できる環境を整備しつつ、薬物乱用防止にかかる啓発を展開し、社会全体の薬物乱用防止に関する規範意識の醸成に努めます。

ア 県地域生活定着支援センターによる支援 [地]

イ 生活困窮者への包括的な支援 [地] (New)

ウ 地域包括ケアシステムの深化・推進 [長] (New)

エ 介護サービス基盤の整備、人材育成 [長] (New)

オ 障害福祉サービスの充実、人材育成 [障] (New) など

ア 依存症患者への支援 [障]

イ 薬物乱用者の検挙等取締りの推進 [警]

ウ 薬物乱用防止指導員による啓発活動 [健]

エ 学校等における薬物乱用防止教室講習会の開催 [保]

オ 警察官等の派遣による薬物乱用防止教室の開催 [警] など

下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

<凡例> [子]子ども子育て支援室、[地]地域福祉課、[若女]若者女性協働推進室、[教企]教育企画室、[学事]学事振興課、[学教]学校教育室、[警]警察本部

## 6 施策の具体的な推進方向

### 推進方向3 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進

#### (1) 修学支援

##### 【現状と課題】

高卒程度の学力は自立に必要とされる一方、退学等により支援から離れる子どももいます。県では教育相談や、教育費負担を軽減する事業を実施していますが、令和5年の県内犯罪者の52%が高卒未満であり、修学支援の充実が必要です。

##### 【取組方針】

県においては、修学支援が必要な子どもの把握に努めるとともに、関係機関と綿密な連携をとりつつ、修学を継続できるよう各種支援施策を推進します。また、生活に困窮している世帯の子どもの高校進学率の向上を図るための学習支援を行います。

#### (2) 非行の防止

##### 【現状と課題】

非行防止には、地域が子どもの困難や課題に気づき、関係機関が連携して支援する体制が重要です。県では相談支援や非行防止教室を実施していますが、人口当たりの刑法犯少年は少ないものの、令和6年度の保護観察少年の再処分率は22.2%と全国平均を上回り、さらなる支援の充実が必要です。

##### 【取組方針】

県においては、生活環境や家庭環境の変化に対応した児童や若者への相談対応等各種支援施策を推進します。また、課題の把握の端緒となることが多い市町村への支援を実施することにより、非行の未然防止を一層推進します。

ア 低所得世帯等への修学支援〔教企・学事〕

イ 教育相談の実施〔学教〕

ウ 生活困窮世帯の子どもの学習支援〔地〕 (New) など

エ 子ども・家庭への支援〔子〕

ア 非行を生まない社会づくり事業の推進〔警〕

イ 防犯、少年非行防止事業の推進〔警〕

ウ 青少年を被害・非行から守る県民大会の開催〔若女〕

エ 生活困窮者への包括的な支援〔地〕 (New) など

下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

<凡例> [地] 地域福祉課、[警] 警察本部

## 6 施策の具体的な推進方向

### 推進方向4 犯罪をした者等の特性及び個々の課題に応じた効果的な支援

#### (1) 一人ひとりの犯罪の内容や特性に応じた支援

##### 【現状と課題】

ストーカー、DV、性犯罪等は専門的な支援がなければ、脱却することが難しい傾向にあり、特性に応じた再犯防止の支援が必要です。県では、警察を中心として加害者指導を実施していますが、全国的にストーカーとDVの相談件数や性犯罪認知件数が過去最多となっています。

また、傷害・暴行や性犯罪をした者の2年以内再入率が高くなっています。

##### 【取組方針】

県においては、より専門的な支援が必要な者について、犯罪に至る背景やその者が有する特性を踏まえ、警察による取組の他、保護観察所や医療機関等で行われる取組について、各関係機関で情報を共有し、意見交換する等して連携を図っていきます。

ア ストーカー加害者に対する禁止命令等 [警]

イ DV加害者に対する指導等 [警] (New)

ウ 性犯罪の再犯防止措置等 [警]

エ 暴力団組織から離脱を希望する者への相談対応 [警]

オ 各種会議の活用による情報共有、意見交換等 [地] (New) など

##### 【関係機関の主な取組紹介】

##### ◆盛岡保護観察所

性犯罪再犯防止プログラム、薬物乱用防止プログラム、暴力防止プログラム、飲酒運転防止プログラム など

##### ◆盛岡少年刑務所

一般改善指導：被害者心情理解指導、行動適正化指導  
特別改善指導：暴力団離脱指導、性犯罪再犯防止指導  
被害者の視点を取り入れた指導、暴力防止指導 など

##### ◆盛岡少年院

暴力防止プログラム、アンガーマネジメント、性非行プログラム など

##### ◆法務少年支援センター（盛岡少年鑑別支所）

相談、カウンセリング、心理検査、法教育の実施 など

下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

<凡例> [地]地域福祉課、[消]消防安全課、[警]警察本部

## 6 施策の具体的な推進方向

### 推進方向5 民間協力者の活動の促進等

#### (1) 民間協力者の活動の促進及び連携

##### 【現状と課題】

保護司等の民間協力者の高齢化・減少により体制確保が課題となっており、更生保護女性会員数も減少傾向です。県は大会や研修等を支援し、情報共有を進めています。協力雇用主は年々増加していますが、多様な主体の参画が求められています。

##### 【取組方針】

県においては、更生保護関係団体等が主催する各種大会や研修会等に協力し、また、各団体との緊密な連携のもと、保護司の担い手不足等の課題の解消に向けた支援等の民間協力者による更生保護活動の促進が図られるよう支援します。

ア 更生保護関係団体の活動支援 [地]

イ 保護司の活動に対する理解の増進・表敬 [地]

ウ 協力雇用主の取組に対する理解の増進 [地]

エ 岩手保護院改築への支援 [地] (New)

オ 少年警察ボランティアとの情報交換 [警] など

#### (2) 広報・啓発活動の推進

##### 【現状と課題】

犯罪をした者等の社会復帰には、地域の理解と協力が不可欠です。県は「社会を明るくする運動」などを通じて再犯防止を推進していますが、再犯防止に関する県民の認知度は低く、さらなる普及啓発が必要です。

##### 【取組方針】

県においては、再犯の防止等に関する取組が、社会全体を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的とすることについて、各種運動への参画や第2期県計画の周知等を行うことによって、再犯防止の取組が、県民にとって身近なものであることを広報・啓発します。

ア “社会を明るくする運動”への参画 [地]

イ 岩手県再犯防止推進計画の広報・啓発 [地] (New)

ウ 防犯ボランティア等との季節運動 [警]

エ 地域安全活動の促進 [消] など

下線部の事業は、再犯防止推進を目的とする事業。その他は、再犯防止が主たる目的ではないものの、推進することによって再犯防止の効果が期待される事業。

<凡例> [地] 地域福祉課

## 6 施策の具体的な推進方向

### 推進方向6 市町村への支援とネットワークの構築 (New)

#### (1) 市町村への支援とネットワークの構築 (New)

##### 【現状と課題】

第二次国計画では、市町村が犯罪をした者等に対し、福祉などの行政サービスを適切に提供する役割が示されました。県内では69%の市町村が地域再犯防止推進計画を策定しており、全国平均を上回る状況です。

##### 【取組方針】

福祉等の各種行政サービスを必要とする犯罪をした者が、地域住民に最も身近な基礎自治体である市町村において、地域住民の一員として地域で安定して生活できるよう、県においては、市町村を初めとする福祉の行政機関への支援を実施します。

ア いわて再犯防止推進事業の実施 [地]

イ 県地域生活定着支援センターによる地域支援 [地]

ウ 重層的支援体制整備事業による市町村支援 [地]

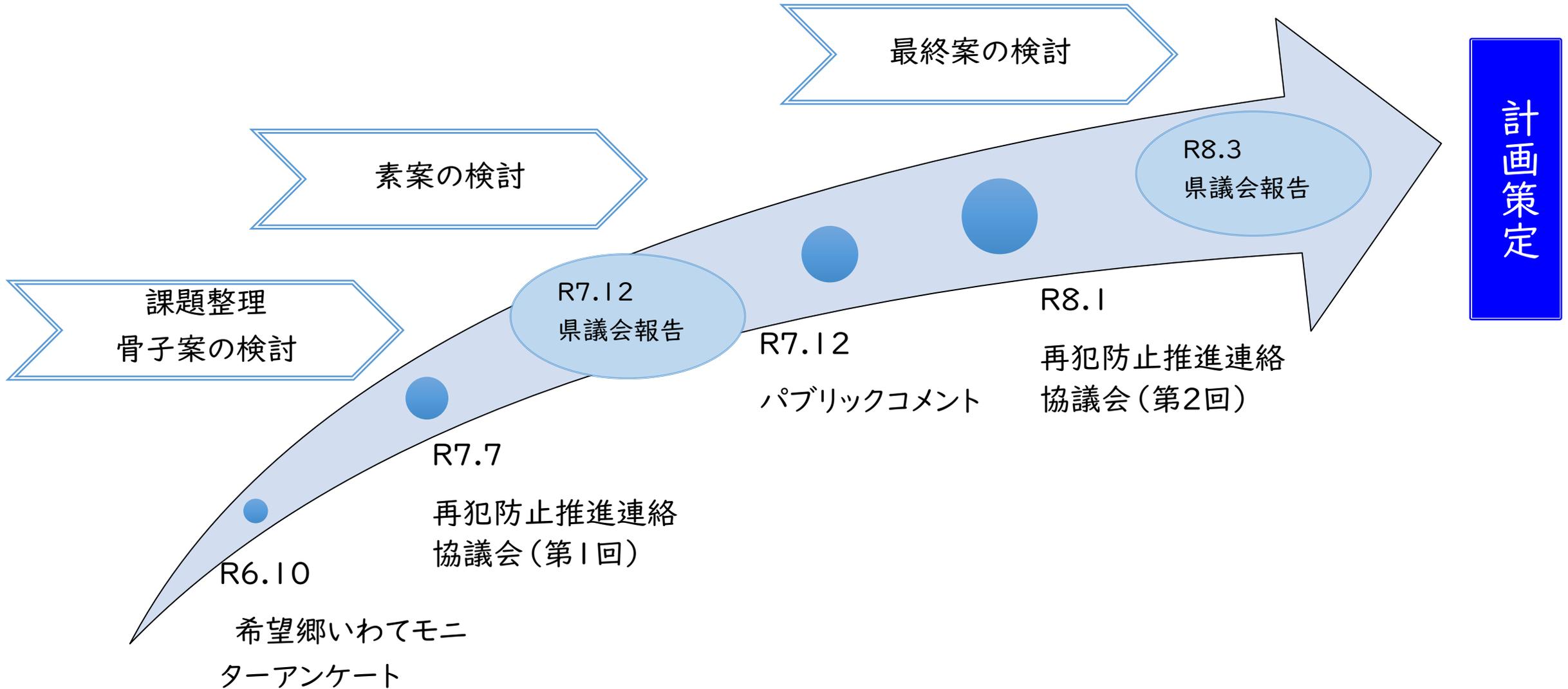
エ 生活困窮者自立支援制度上の市町村支援 [地]

オ 生活保護法施行上の福祉事務所支援 [地] など



令和7年度市町村職員向け再犯防止推進セミナーの様子

## 7 計画策定のスケジュール



岩手県では、犯罪で検挙される人の約半数が再犯者です。再犯は、新たな被害者を生む可能性があります。その被害は、被害者本人だけでなく、家族や周囲の人々にも深い悲しみや苦しみをもたらします。これは、誰かのことや、決して遠い世界の話ではなく、私たち一人ひとりの暮らしに直接繋がる問題です。

もし再犯が一切なくなったら、あなたやご家族、大切な人が被害に遭う可能性は半分以下になります。

地方自治体では、誰もが安心して暮らせる地域共生社会を目指して、国や民間協力者等支援機関と連携し、罪を犯した人に対して、再び罪を犯さないよう支援を行っています。

再犯を防ぐことは、誰かの人生を立て直すきっかけとなるだけでなく、あなたや大切な人の未来の被害を防ぎ、そして、被害による深い悲しみや苦しみを回避することなのです。

県民一人ひとりの理解と関心が、再犯防止の推進力となり、岩手の安全・安心な未来を守る大きな一歩となります。

この計画をご覧になる皆様には、再犯防止というテーマについて、少しでも身近な問題として受け止めていただければ幸いです。

令和8年1月 岩手県再犯防止推進連絡協議会